

林業の振興に関する提言・要望

世界的な景気の減速の影響により、新設住宅着工戸数の低迷や木材需要量が減少し、長期にわたり下落をしていた木材価格がさらに低下するなど、林業・木材産業を取り巻く現状は一層厳しさを増しており、必要な森林整備が進まない状況にある。

このため、適正な森林整備を促進し、我が国が京都議定書において国際公約した森林吸収分3.8%を確保するとともに、コンクリートや鋼材に比べ二酸化炭素排出量が少なく、国土の7割近くを占める豊かな森林から供給可能な国産材の利用を促進することで、疲弊した地方の活性化、さらには循環型社会の構築を図るため、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

記

- 1 国土保全、水源涵養、地球温暖化防止など森林が持つ公益的機能が継続的に維持・発揮されるために必要な財源を確保するとともに、森林再生に向けた支援策を講じること。
- 2 国産材の利用を推進するため、国及び地方公共団体等が率先して、住宅や公共建築物、公共土木工事などへの木材利用を推進するための施策を講じること。
なお、現在、国において検討されている「公共建築物等における木材の利用促進に関する法律案」（仮称）については、木材需要の低迷に悩む地域を再生するものであることから、早期に制定すること。
- 3 住宅や公共建築物の整備に必要な木材の供給を促進するため、国産材が低コストで安定的に出荷できるよう、林道・作業道などの生産基盤の整備、搬出、運搬に対する支援の充実など体制整備を図ること。
また、林業従事者の経営基盤を安定させるため、木材価格の下落に対応した措置を講じるとともに、新規参入者に対する支援措置の充実を図ること。
- 4 木材バイオマスの利用の推進をはじめ、これからの林業の柱となる新たな木材利用について検討すること。

以上提案する。

平成22年1月27日

全 国 市 長 会
林政問題に関する研究会
座長 新座市長 須田健治